

令和2年土幌町議会第4回臨時会

1 議事日程第1号 令和2年11月24日（火曜日）午前10時開会

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

（諸般の報告）

日程第3 議案第1号 土幌町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例及び土幌町企業立地促進条例の一部を改正する条例案

日程第4 議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

日程第5 議案第3号 土幌著町の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

日程第6 会議案第1号 土幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案

2 出席議員

|     |       |     |       |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 加藤 宏一 | 2番  | 河口 和吉 | 3番  | 大西 米明 | 5番  | 伊藤 健蔵 |
| 6番  | 清水 秀雄 | 7番  | 牧野 圭司 | 8番  | 曾我 弘美 | 9番  | 中村 貢  |
| 10番 | 森本 真隆 | 11番 | 大野 明  | 12番 | 矢坂 賢哉 | 13番 | 秋間 紘一 |

3 欠席議員（0名）

4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

町長 小林 康雄 教育長 堀江 博文  
代表監査委員 佐藤 宣光

5 町長の委任を受けて出席した者

|          |       |           |       |
|----------|-------|-----------|-------|
| 副町長      | 高木 康弘 | 総務企画課長    | 亀野 倫生 |
| 会計管理者    | 上野 清子 | 町民課長      | 藤内 和三 |
| 保健福祉課長   | 藤村 延  | 健康介護担当課長  | 三島 裕子 |
| 産業振興課長   | 西野 孝典 | 建設課長      | 増田 優治 |
| 道路維持担当課長 | 佐藤 英明 | 建設課施設担当課長 | 田中 敏博 |
| 子ども課長    | 角田 淳二 | 特老施設長     | 佐藤 慶岩 |
| 病院事務長    | 土屋 仁志 | 消防課長      | 土屋 政勝 |

6 教育長の委任を受けて出席した者

|         |       |       |       |
|---------|-------|-------|-------|
| 参事      | 川口 久  | 教育課長  | 小野寺 務 |
| 給食センター長 | 齋藤 英雄 | 高校事務長 | 藤井 由美 |

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 三島 重浩

8 職務のため出席した事務局職員

事務局長

矢野 秀樹

総務係長

猪狩 賢明

9 会議録

会 議 の 経 過

(午前10時00分)

|   |       |   |
|---|-------|---|
|   | 秋間議長  | ただいまの出席議員は12名です。<br>定足数に達していますので、これから令和2年第4回土幌町議会臨時会を開会します。<br>これから本日の会議を開きます。<br>議事日程は、お手元に配付のとおりです。<br>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。<br>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、<br>1番、加藤宏一議員及び2番、河口和吉議員を指名します。  |
| 1 |       |   |
| 2 |       | 日程第2、会期の決定を議題とします。<br>お諮りします。<br>本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。<br>ご異議ありませんか。<br>( 異 議 な し )   |
|   | 秋間議長  | 異議なしと認めます。<br>したがって会期は本日1日間に決定しました。<br>これから諸般の報告を行います。<br>閉会中の議会の主なできごとについては、お手元に配付した事務報告により、ご了承願います。<br>これで諸般の報告を終わります。  |
| 3 |       | 日程第3議案第1号、土幌町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例及び土幌町企業立地促進条例の一部を改正する条例案を議題とします。朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。   |
|   | 高木副町長 | 副町長。<br>議案第1号、土幌町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例及び土幌町企業立地促進条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。<br>この条例の改正につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の改正により、中小企業者や中小企業信用保険法の特例などが新たに追加され、10月1日から施行されたものでありまして、地方公共団体等を規定していたこの法律の第25条が第 |

|       |   |   |
|-------|---|---|
|       |   | <p>26条となり1条ずれたことから、省令の題名が改正され、これを引用している2つの条例を改正するものであります。</p> <p>それでは、説明資料の1ページをお開きください。</p> <p>はじめに、「土幌町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例」の現行の欄、第1条中、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令」の第25条を第26条に改めるものであり、2ページの「土幌町企業立地促進条例」第2条第1号中の規定につきましても、同様に改めるものであります。</p> <p>議案の2ページに戻っていただきまして、附則でございますが、公布の日から施行し、令和2年10月1日から適用するものであります。以上、議案第1号の説明といたします。</p> |
| 高木副町長 |   | <p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 質 疑 な し )</p>   |
| 秋間議長  |   | <p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p style="text-align: center;">( 討 論 な し )</p>   |
| 秋間議長  |   | <p>討論なしと認めこれから議案第1号を採決します。</p> <p>本案は原案の通り決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異 議 な し )</p>   |
| 秋間議長  | 4 | <p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p><a href="#">日程第4議案第2号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</a>を議題とします。朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。</p>   |
| 高木副町長 |   | <p>副町長。</p> <p>議案第2号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p>  |
| 高木副町長 |   | <p>これは、本年度の国家公務員の給与に関する法律の改正、人事院勧告に伴い、期末手当を改定しようとするものであります。</p>   |
| 高木副町長 |   | <p>本年の人事院勧告につきましては、本年10月7日と10月28日の2回に分けて勧告されたものでありますが、月例給については、民間との給与差ごく僅かで、改定を行わないこととなりました。期末・勤勉手当いわゆるボーナスについては年間4.50月から4.45月と0.05月分引き下げる勧告をうけ、本町においても勧告に準じ改定するものであります。</p>  |
| 高木副町長 |   | <p>説明資料の3ページをお開きください。改定の概要の令和2年度の欄をご覧ください。</p>  |
| 高木副町長 |   | <p>職員のボーナスは6月と12月の2回に分けて支給されますが、令和2年度は既に6月のボーナスは改定前の割合で支給を受けていることから、0.05月分の引き下げを12月の期末手当の支給月数である1.30月から1.25月とし、期末・勤勉を合わせて年間4.45月とするものでありまして、これを改正条例の第1条で行います。</p>   |

|   |       |   |
|---|-------|---|
| 5 |       | <p>次に、令和3年度以降の分については、6月と12月の期末手当をそれぞれ現行の1.30月から0.025月を引き下げ1.275月とし、期末・勤勉を合わせて年間4.45月とするものでありまして、これを改正条例の第2条で行います。</p>   |
|   | 高木副町長 | <p>議案の3ページに戻っていただき、附則の施行時期であります。本条例は公布の日から施行し、本年12月に支給される手当から適用されます。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行するものであります。以上、議案第2号の説明といたします。</p>  |
|   | 秋間議長  | <p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 質 疑 な し )</p>   |
|   | 秋間議長  | <p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p style="text-align: center;">( 討 論 な し )</p>   |
|   | 秋間議長  | <p>討論なしと認めこれから議案第2号を採決します。</p> <p>本案は原案の通り決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異 議 な し )</p>   |
|   | 秋間議長  | <p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p><b>日程第5議案第3号、土幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案</b>を議題とします。朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。</p> <p>副町長。</p>  |
|   | 高木副町長 | <p>議案第3号、土幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>これにつきましても、先ほどの職員の給与に関する条例の一部改正と同様に本年の人事院勧告により、一般職の職員の期末手当の支給率の引下げを考慮し、町長等の期末手当の支給率を職員と同様に年間4.50月から4.45月と0.05月分引き下げのため、改正しようとするものであります。</p> <p>説明資料の5ページをお開きください。改定の概要の令和2年度の欄をご覧ください。</p> |
|   |       | <p>ボーナスは6月と12月の2回に分けて支給されますが、令和2年度は既に6月のボーナスは改定前の割合で支給を受けていることから、0.05月分の引き下げを12月の支給月数である2.25月から2.20月とし、年間4.45月とするものでありまして、これを改正条例の第1条で行います。</p>   |
|   |       | <p>次に、令和3年度以降の分については、6月と12月の期末手当をそれぞれ現行の2.25月から0.025月を引き下げ2.225月とし、年間4.45月とするものでありまして、これを改正条例の第2条で行います。</p> <p>議案の4ページに戻っていただき、附則であります。先ほど職員の給与に関する条例の改正と同様でありますので省略させていただきます。以上、議案第3号の説明といたします。</p>  |
|   | 秋間議長  | <p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 質 疑 な し )</p>   |

|            |  |
|------------|--|
| 秋間議長       | 質疑を終わり、これから討論を行います。<br>( 討 論 な し )   |
| 秋間議長       | 討論なしと認めこれから議案第3号を採決します。<br>本案は原案の通り決定することに、ご異議ありませんか。<br>( 異 議 な し )   |
| 秋間議長       | 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。<br>日程第6会議案第1号、土幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。<br>朗読を省略し提案理由の説明を求めます。<br>議会事務局長。  |
| 矢野議会事務局長   | それでは、議会事務局長 矢野より説明申し上げます。<br>会議案第1号、令和2年11月24日<br>土幌町議会議長 秋間 紘一様<br>提出者 土幌町議会議員 清水 秀雄<br>賛成者 土幌町議会議員 中村 貢、同じく 森本 真隆、同じく 伊藤 健蔵、同じく 加藤 宏一。<br>土幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案<br>上記の議案を地方自治法第112条及び土幌町議会会議規則第14条の規定により提出します。<br>本条例案につきましては、一般職の職員の期末・勤勉手当の支給率の引き下げを考慮し、議会議員の期末手当の支給率について改定するため、条例を改正するものです。改正案につきましては、第5条第2項中「100分の450」を「100分の445」に改めるものでございます。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。 |
| 秋間議長       | これから質疑を行います。ありませんか。<br>( 質 疑 な し )   |
| 秋間議長       | 質疑を終わり、これから討論を行います。<br>( 討 論 な し )   |
| 秋間議長       | 討論なしと認めこれから会議案第1号を採決します。<br>本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。<br>( 異 議 な し )   |
| 秋間議長       | 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。<br>これで本日の日程は終了しました。<br>会議を閉じます。<br>令和2年第4回土幌町議会臨時議会を閉会します。  |
| 矢野<br>事務局長 | 議場内の皆様、ご起立願います。  |
| 秋間議長       | 御苦労様でした。   |

(午前10時13分)

